

○東京都北区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例（平成元年12月18日条例第34号）

（目的）

第一条 この条例は、ひとり親家庭等に対し、医療費の一部を助成することにより、ひとり親家庭等の保健の向上に寄与し、もつてひとり親家庭等の福祉の増進を図ることを目的とする。

（用語の定義）

第二条 この条例において「児童」とは、十八歳に達した日の属する年度の末日までの者又は二十歳未満で東京都北区規則（以下「規則」という。）で定める程度の障害の状態にある者をいう。

2 この条例において、「ひとり親家庭等」とは、次の各号のいずれかに該当する児童（ただし、当該児童が規則で定める状態にあるときを除く。）の父又は母がその児童を監護する家庭をいう。

- 一 父母が婚姻を解消した児童
- 二 父又は母が死亡した児童
- 三 父又は母が規則で定める程度の障害の状態にある児童
- 四 父又は母の生死が明らかでない児童
- 五 その他前各号に準ずる状態にある児童で規則で定めるもの

3 この条例において「養育者」とは、次の各号に掲げる児童を養育する（その児童と同居して、これを監護し、かつ、その生計を維持することをいう。）者であつて、父又は母及び父又は母の配偶者（前項第三号に定める程度の障害の状態にあるときを除く。）並びに児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第六条の三第八項に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者及び同法第六条の四第一項に規定する里親以外の者をいう。

- 一 父母が死亡した児童
- 二 父又は母が監護しない前項各号に掲げる児童

4 この条例にいう「父」には、母が児童を懐胎した当時婚姻の届出をしていないが、その母と事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含み、「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「婚姻」には、婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含むものとする。

（対象者）

第三条 この条例により医療費の助成を受けることができる者（以下「対象者」という。）は、東京都北区（以下「区」という。）の区域内に住所を有する次の各号のいずれかに該当する者であつて、その者の疾病又は負傷について、国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）その他規則で定める法令（以下「社会保険各法」という。）の規定により医療に関する給付が行われるもの又はこれに準ずる者であつて規則で定めるものとする。

- 一 ひとり親家庭等の父又は母及び児童
 - 二 養育者及び養育者が養育する前条第三項に掲げる児童
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は対象者としない。
- 一 生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）による保護を受けている者
 - 二 規則で定める施設に入所している者
 - 三 児童福祉法第六条の三第八項に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者又は同法第六条の四第一項に規定する里親に委託されている者

（所得の制限）

第四条 前条第一項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、当該所得のあつた翌々年の一月一日から一年間は対象者としない。

- 一 対象者の属するひとり親家庭等の父又は母及び養育者（以下「ひとり親等」という。）の前々年の所得が、その者の所得税法（昭和四十年法律第三十三号）に規定する控除対象配偶者及び扶養親族（以下「扶養親族等」という。）並びに対象者の扶養親族等でない児童でひとり親等が前々年の十二月三十一日において生計を維持したもののが無及び数に応じて、規則で定める額以上であるとき。ただし、ひとり親等（父又は母に限る。以下この号において同じ。）の監護する児童が母又は父から当該児童の養育に必要な費用の支払を受けたときは、規則で定めるところにより、ひとり親等が当該費用の支払を受けたものとみなして、所得の額を計算するものとする。
- 二 ひとり親等の配偶者の前々年の所得又はそのひとり親等の民法（明治二十九年法律第八十九号）

- 第八百七十七条第一項に定める扶養義務者でそのひとり親等と生計を同じくするものの前々年の所得がその者の扶養親族等の有無及び数に応じて、規則で定める額以上であるとき。
- 2 規則で定める災害により損害を受けた者（以下「被災者」という。）がある場合においては、その損害を受けた月から翌年の十二月三十一日までは、前々年における当該被災者の所得に関しては、前項の規定を適用しない。
- 3 第一項に規定する所得の範囲及びその額の計算方法は、規則で定める。

（医療証の交付）

第五条 医療費の助成を受けようとするひとり親等は、その家庭に属する対象者について、東京都北区長（以下「区長」という。）に規則で定めるところにより申請し、この条例による助成を受ける資格を証する医療証の交付を受けなければならない。

（助成の範囲）

第六条 区は、対象者の疾病又は負傷について国民健康保険法又は社会保険各法の規定により医療に関する給付が行われた場合における医療費（健康保険の療養に要する費用の額の算定方法によって算定された額（当該法令の規定に基づきこれと異なる算定方法によることとされている場合においては、その算定方法によって算定された額）を超える額を除く。以下同じ。）のうち、当該法令の規定によって対象者及び対象者に係る国民健康保険法による世帯主又は社会保険各法による被保険者その他これに準ずる者が負担すべき額（以下「対象者等負担額」という。）から、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第六十七条第一項の規定の例により算定した一部負担金に相当する額その他の同法に規定する後期高齢者医療の被保険者が同法の規定により負担すべき額（入院時食事療養費に係る食事療養標準負担額又は入院時生活療養費に係る生活療養標準負担額を除く。）に相当する額（同法に規定する後期高齢者医療の被保険者が、同法第五十六条第二号に規定する高額療養費を支給される場合に相当する場合にあつては、規則で定める額）及び国民健康保険法又は社会保険各法の規定により負担すべき入院時食事療養費に係る食事療養標準負担額（以下単に「食事療養標準負担額」という。）又は入院時生活療養費に係る生活療養標準負担額（以下単に「生活療養標準負担額」という。）の合計額（以下「一部負担金等相当額」という。）を控除した額を助成する。この場合において、一部負担金等相当額の算出に当たつては、高齢者の医療の確保に関する法律第六十七条第一項各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める割合にかかわらず、同項第一号に定める割合を乗じるものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、規則で定める者については、国民健康保険法又は社会保険各法の規定により医療に関する給付が行われた場合における医療費のうち、対象者等負担額（食事療養標準負担額又は生活療養標準負担額を除く。）を助成する。
- 3 前二項の助成は、他の法令によって医療に関する給付を受けることができるときは、その給付の限度において行わない。

（医療費の助成）

第七条 医療費の助成は、病院、診療所若しくは薬局又はその他の者（以下「病院等」という。）に、医療証の交付を受けた対象者が、医療証を提示して、診療、薬剤の支給又は手当を受けた場合に、助成する額を当該病院等に支払うことによつて行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、区長が特別の理由があると認めるときは、ひとり親等に支払うことにより医療費の助成を行うことができる。

（一部負担金等相当額等の支払方法）

第七条の二 前条第一項に規定する方法により医療費の助成を受ける対象者は、第六条第一項に規定する一部負担金等相当額を、高齢者の医療の確保に関する法律第六十七条及び厚生労働省令の規定の例により病院等に支払うものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、前条第一項に規定する方法により医療の助成を受ける第六条第二項に規定する規則で定める者は、同項で除外した食事療養標準負担額又は生活療養標準負担額を、厚生労働省令の規定の例により病院又は診療所に支払うものとする。

（届出義務）

第八条 ひとり親等は、第五条の規定により申請した事項に変更が生じたときは、その旨を速やかに区長に届け出なければならない。

- 2 ひとり親等は、その家庭に属する対象者の現況について、規則で定めるところにより、区長に届

け出なければならない。

- 3 ひとり親等は、その家庭に属する対象者に係る医療費の助成事由が第三者の行為によって生じた場合において当該助成事由に係る医療費の助成を受けたときは、その事実、当該第三者の氏名及び住所又は居所（氏名又は住所若しくは居所が明らかでないときは、その旨）並びに被害の状況を、規則で定めるところにより、遅滞なく区長に届け出なければならない。ただし、同一の事由について、ひとり親等が既に届け出ている場合は、この限りでない。

（譲渡又は担保の禁止）

第九条 この条例による医療費の助成を受ける権利は、譲渡し、又は担保に供してはならない。

（損害賠償の請求権の譲渡）

第九条の二 ひとり親等は、その家庭に属する対象者に係る医療費の助成事由が第三者の行為によつて生じた場合において当該助成事由に係る医療費の助成を受けたときは、規則で定めるところにより、その助成の額の限度において、対象者が当該助成事由に係る第三者に対して有する損害賠償の請求権を区に譲渡するものとする。

- 2 ひとり親等は、前項の規定により第三者に対して有する損害賠償の請求権を譲渡したときは、規則で定めるところにより、当該第三者にその旨を遅滞なく通知しなければならない。

（助成費の返還等）

第十条 区長は、医療費の助成を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、その者から当該助成を受けた額の全部又は一部（第二号から第四号までのいずれかに該当する場合にあつては、第三者の行為によつて生じた疾病又は負傷に係る医療費の助成の額を限度とする。）を返還させることができる。

- 一 偽りその他不正の行為によつて、医療費の助成を受けたとき。
 - 二 第八条第三項の規定に違反して、同項の規定による届出を行わなかつたとき。
 - 三 前条第一項の規定に違反して、損害賠償の請求権を譲渡しなかつたとき。
 - 四 前条第二項の規定に違反して、損害賠償の請求権を譲渡した旨の通知を行わなかつたとき。
- 2 医療費の助成事由が第三者の行為によつて生じた場合において、対象者が第三者から同一の事由について損害賠償を受けたときは、区長は、その額の限度において、医療費の助成を行はず、又は助成した医療費を返還させることができる。

（委任）

第十一条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成二年四月一日から施行する。ただし、付則第二項の規定は、公布の日から施行する。
- （準備行為）
- 2 第五条の規定による申請及び医療証の交付その他この条例を施行するため必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。